

産業交流展実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1 首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業等の優れた技術や製品を、分野を越えて一堂に展示し、国内外への販路開拓による受発注の拡大、情報収集・情報交換を目的とした、産業交流展を運営するため、産業交流展実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 産業交流展の企画に関すること。
- (2) 産業交流展の広報に関すること。
- (3) 産業交流展の実施に関すること。
- (4) 委員会の運営に関すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることができる。

(委員長)

第4 委員長は、東京都産業労働局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。また、関係団体等に会議への出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長が不在のときは、東京都産業労働局商工部長又は委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(任期)

第5 委員の任期は、第3の規定に基づき委員となった日から委員が別表1に掲げる職を退く日又は委員会が解散する日のいずれか早い日までとする。

(議決事項等)

第6 会議は、議決事項について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、委員が出席できない場合は、代理人を立てることができる。

- 2 委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること。
 - (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること。
 - (4) その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 3 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、議決事項について議決に加わることができる者に限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員又は第 10 に規定する事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
 - 5 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（経 費）

第 7 委員会の運営に必要な経費は、負担金、出展料及びその他の収入をもって充てる。

（残余財産）

第 8 委員会が解散するときに存する残余財産は、負担金の出資割合に応じて還付する。

（監 事）

第 9 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の一会計年度における収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局）

第 10 委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局商工部内に事務局を置く。

- 2 事務局員は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局商工部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（企画選定委員会）

第 11 委員会に、産業交流展の運営を委託する業者を審議し選定するため、産業交流展企画選定委員会を置く。

（事業年度）

第 12 委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(解 散)

第 13 委員会は、その存続の必要性がなくなつたと認められる場合、委員会の議決を経て解散する。

2 委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

(事務規程等)

第 14 委員会に係る事務規程及び財務規程については、委員会において定めるものとする。

(守秘義務)

第 15 委員は、産業交流展の実施及び委員会の活動において得た情報を、委員長の許可なく、第三者に漏洩し、又は委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第 16 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 3 日から施行する。

(別表1) 産業交流展実行委員会

実行委員会委員
東京都産業労働局長
東京都産業労働局商工部長
東京商工会議所事務局長
東京都商工会議所連合会幹事
東京都商工会連合会事務局長
東京都中小企業団体中央会事務局長
株式会社東京ビッグサイト総務部長
公益財団法人東京都中小企業振興公社事務局長
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター理事

(別表2) 産業交流展実行委員会監事

監事
東京都産業労働局総務部計理課長

(別表3) 産業交流展実行委員会事務局

事務局員
東京都産業労働局商工部長
東京都産業労働局商工部調整課長
東京都産業労働局商工部商工施策担当課長
東京都産業労働局商工部調整課計画担当職員 (事務局長が指名する者に限る。)